

令和2年度第7回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年10月20日(火)午前9時30分～午前10時39分

2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中20名:推進委員6名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、恒富 竹司、
徳田 文雄、中川 恵美子、原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男

岡村 洋治、山崎 英俊、前川 俊雄、森本 一、栗屋 富次、
伊藤 啓一郎

(2)欠席委員(4名)

井上 浩一郎、田戸 洋志、中谷 敏明、吉富 崇子

(3)事務局

増岡局長・徳本参事・竹中主任主事・久保

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和2年度第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席20名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

中川 恵美子 委員 及び 原田 雅恵 委員
をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、陶、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は805アールとなります。

議案第2号、名田島、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は1,117アールとなります。

議案第3号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は93アールとなります。

議案第4号、深溝、有償移転です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

取得後の経営規模は、39アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達

しております。

議案第5号、小郡上郷、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は99アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第6号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は3,050アールとなります。

議案第7号、阿東地福上、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は630アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、農地法に定められた、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第3条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

4号議案ですけど、これは何か補足説明があるんじゃないかと思いますが、お願いしたいと思います。

事務局

はい。4号議案のところについて、言われているのは備考に書かれている金額のところだとは思いますが、そちらの御説明でよろしいですかね。

金額のところですが、受付の際に、この金額ということで、こちらの方も、「転用目的」とか「投機目的」の場合は許可できないというところで、お話しはしております。また、その他の3年2耕作のお話しもいたしましたし、営農の計画書ですね、営農自体の方もですね、できるというところで。金額のところについては、最後は個人さん同士のお話しにどうしてもなってしまいますので、今回のところは、3条の説明でもありますとおりですね、許可することができない事由には該当しなかったというところではあるのですが、当然、地区協議会においてもですね、こういったお話しにはなりましたので、経過はしっかり見ようというところで、地区協議会の方で、審議しているところでございます。

以上となります。

議長

委員さん、よろしゅうございますか。

A 委員

事由が「新規就農者」とありますけど、常識的に考えて判断すると、1,000万円の値段で行こうという、「新規就農」という意義があるのかどうかというので、こういう、ちょっとどうかと誰が見ても思う事案があったときは、やっぱり農業委員という制度がありますので、きちんと補足説明はしていただきたいと思う。

以前、陶地区でも、非農家が一反の土地を3条で申請して。「どうするつもりか」と聞いたら、これは、一応、行政書士が入れ知恵して、この3条で取得するために、四反分の利用権を設定して、そんな圃場を作れるようなところじゃないところを、利用権設定して。

そういったことがあったので、私は非常に厳しく追及せねばと、もう私は農業委員の活動として、3条で買う以上はきちんと耕作してもらおうということで、毎年チェックするからということ言ったら、もう5年くらいになりますけれども、いまだもってやはり、そこ、きちんと田んぼを植えてやっております。やはりこういった事案とかですね、そのために農業委員というのがいるのだから、きちんと補足説明を納得のいくようにやってもらいたいと思います。

事務局

説明不足のところは大変申し訳ございませんでした。

やはり、一番心配されているのは「営農」というところだとは思いますが、当然申請を出される中で「3年2耕作」というお話はしていますし、耕作はされるということで、申請をいただいております。ではございます。

説明不足になったところは、今後、気を付けてしっかり御説明していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ちょっと、これに関連するのだけど、新規就農者の年齢はどう、作目はなんなの。

事務局

まず、年齢は25歳でございます。それから作物。水稻と野菜の作付けでございます。

議長

この方は新規就農だから、農機具なんか全くないですか。

事務局

農機具につきましては「草刈り機」があり、それから、親類であるとか、集落の農家さんなりから借り受けて対応すると。農機具につきましては会社にもどうもあるようで、その会社の方の保管している農機具も使うということでございます。この方は、地図上でちょっと分かりにくいのですが、近くに会社がございます、農業関係の会社だったかと思います。そこに、今まで勤めておられて、お父さんがその会社の役員でございます。

議長

他にはございませんか。

海地委員が質問されているうちに、私もまあ1,000万という価格には、新規就農でたまげたんですけれども、そういうことで「ハウス」か、何か高収益栽培でもやられるのかなと思ったんですけれども。一応事務局の方で2耕作も説明されておるということですので、そのような計画に沿ってやられるんだろうと思います。

他にはございませんか。

B 委員

売買価格に関連してなんですけど、今回、たまたま農林振興公社が2つありますけれども、そんなに条件が違わないような感じがするの、売買価格の単価がずいぶん違いますけど、その辺りっていうのは、例えば農業委員会に農家さんが3条で買い取りたい、あるいは売りたい、というときに、相場はどのくらいかね、とか相談に来られたとき、委員会としてはどういうふうに答えてらっしゃるのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

事務局

3条の売買価格等は、こちらの方では価格が実際に出ている事例はありますが、とりまとめのところまでは持っていないので、「農業会議」というところが、県内の平均とかを出しています、毎年。で、何年か前までは冊子でもらえていたんですけど、もうインターネットでしか更新していないみたいで、価格の相談があれば、そういった「農業会議」の出されているもの、本当に平均なので、価格がばらついていたり、そんなに高くないよというときもありますけど、そっちの方を、御案内しています。うちの方で幾らが適正っていうのは、言えないというか分からないところもありますし、結局のところ、最後は民々の話、当事者同士で話し合っ、て、お互いが納得できたというところで、うちは受けるだけになってしまうので。

確かに今回のところは明らかに高いので、私も受けた時には十分そのあたりはお話ししましたが、でもまあ、この価格なんだというところであれば、こちらとしては言えるところは無いというかですね、うちが「幾らが適正」というのが言えないので。実際のところは「農業会議」とか、そうした平均を出されているところを御案内しているという形になります。

B 委員

はい、分かりました。

議長

はい、どうぞ、C 委員さん。

C 委員

あの、申し上げてきますが、議案の4号ですね。私が農業委員になって、不在地主で空き家になって、それは土地付きです。農地が付いていたんですよ。で、新たにその土地を買われて、農地は3条で懇意な方がお買い求めになって、「営農」やるということで、農業委員会の許可いただいております。ところが、事実、噂話等、近所の方等に話が出たのは、不動産屋さんが中に入って、空き家を買われた方が、隣接の農地も欲しいけど買えないから、近所の人のお金を立て替えて「3条」で取得されているんですよ。近所の方が。けれども営農意欲は全くない。そして、不動産屋絡みで家を買われた方がお金を出しておられますから、「3条」で買われた方は何も言われない。で、「戻してください」と。しかし、例の「3年2耕作」ということで、急遽改めて耕起だけしてもらいます。どうも不動産屋さんがそういう法を悪用してやっている事例があります。ちょっとその辺は良く、今後、農業委員としてもですね、実態をよく調査しながら、「3条」等の許可を僕はしていきたいなと思います。参考までに。

議会議長

はい、ありがとうございました。

他の委員さん。

D 委員

議案4号に関して、新規就農の支援事業とかそういうので借りられるのかもしれませんが

が、これで営農計画は立つんですか。それで、それを指導するのがおそらく普及所かそういう関係だと思いますが、資金がまず出ないんじゃないかというのが一つ思うのと、経営として、「経営計画」が立たないんじゃないかと思うんですが、その辺はどこが審査するんですか。県がやると思うけれど。新規就農と言ったら、支援事業でおそらく補助金等が1年間で130万とか出るはずなので、市の方もかかわると思うんですよね。そういうお金が出るということは、公的なものが出しているから、どこかがそれを審査して、経営ができるという確信があって、新規就農であって、金も借りられるのではないかと思うんですが、その辺はどうですか。

事務局

新規就農者につきましては、基本的には市長部局の農林政策課が認定を行っております。当然その際にはですね、5年間の営農計画書を提出する中で審査をし、農業経営を継続してできるという状態で、新規就農者として扱います。ただし、これについては国の「次世代資金交付金」が年間150万円。まあ、制度が徐々に変わってきておりますけれども、その5年間、毎年150万円をもらうという、それを適用するに場合に限りですね、そういったきちっとした審査を行っております。

ただ、この方につきましてはその制度を利用されるかどうかというのは、まだ農業委員会の方で、はっきりしておりません。おそらく、今、この申請書の内容を見ますと、全部水稻を作っても3反、もちろん収益は上がらないと思いますし、ただ、野菜というふうに記入もございます。その野菜が出荷する野菜なのか、ハウス施設栽培なのか、また自家用野菜なのか、というのも分かっておりません。ただ、今思いますに、農林政策課には、「次世代資金交付金」の交付申請をされないのではないかというふうには、考えております。

まして、農業委員会からすれば3反以上の農地、別段面積以上の農地の買収ですので、農業委員会としてはそれはそれで「許可」をせざるを得ないというところでございまして、営農計画は今D委員が言われますように、おそらく立たないだろうというふうには判断しています。

議長

今、いろんな意見が出ておりますけれども、せっかくだすから、皆さんの思いを意見として述べていただきたいと思います。

ありませんか。

A 委員

自分が新規就農者と言っているだけで、申請しなければもらえないのだから。新規就農者って言ったら皆もらえるということはないから。自分が勝手に言っているだけだから。

議長

よろしゅうございますか。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案8ページをお開きください。合わせて、参考位置図8ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第8号、阿知須、第1種農地に自己用住宅を建設するものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

川西地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第4条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

特にないようですので、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図9ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第9号、下小鯖、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第10号、大内長野、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第11号、大内中央二丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第12号、宮野上、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第13号、宮野上、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第14号、吉敷中東四丁目、用途地域内にある第3種農地に貸店舗を建設するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第15号、平井、用途地域内にある第3種農地に事業所用地を造成するものです。

議案第16号、平井、用途地域内にある第3種農地に仮設道路を設置するものです。
この事案につきましては、一時転用であり、申請人からは令和3年3月30日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第17号、平井、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第18号、平井、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第19号、平井、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、黒川、第2種農地に建売住宅を建設するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第21号、黒川、第2種農地に納骨堂及び位牌堂を建設するものです。

なお、申請地は、令和2年7月中旬に農地法の許可を得ることなく樹木を伐採されたものですが、中央地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第22号、黒川、第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第23号、陶、用途地域内にある第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第24号、鑄銭司、農用地区域内の農地を借り受け、進入路及び仮設ヤードを整備するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、一時転用ですので、申請人からは令和3年3月22日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第25号、鑄銭司、第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第26号、秋穂東、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、秋穂東、第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第28号、秋穂東、第1種農地に自己用住宅を建設するものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第29号、秋穂東、第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第30号、嘉川、第2種農地に保育園を建設し、貸し付けるものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第31号、嘉川、第2種農地に共同住宅を建設するものです。

議案第32号、嘉川、第2種農地に車両クリーニング作業場及び駐車場を整備し、貸し付けるものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第33号、嘉川、第2種農地に駐車場を整備するものです。

議案第34号、小郡上郷、第2種農地に資材置場を整備し、貸し付けるものです。

議案第35号、小郡上郷、用途地域内にある第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第36号、阿知須、第2種農地に建売住宅を建設するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第37号、阿知須、第1種農地に自己用住宅を建設するものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第38号、徳地堀につきましては、現時点で「山口市の生活環境の保全に関する条例」に基づく届出が提出されておられません。そのため、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があり、また、申請者からは、条件が整い次第届出を行う旨の連絡を受けておりますので、この事案については、審議保留とします。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、農地法に定められた立地基準・転用の

確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

議長

徳地地区、議案第38号は保留です。事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第5条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

B委員

ちょっと質問してもよいですか。

議長

はい、どうぞ。B委員さん。

B委員

18号議案平川地区の「5条4号議案」なんですけど、農地がすでに宅地になるように分筆された状態での申請なんですけど、こういうこともありなんですかね。地図は16ページ、議案の方は15ページ。もう、すでに宅地になっているように分筆してありますけど、先に分筆があってから転用申請っていうのもありうるんですか。

事務局

そうですね、それはありえます。

B委員

問題ないんですね。

事務局

現地を加工していたら問題ですけど、先に分筆される分には問題ありません。

B委員

わかりました。

議長

ちょっとこれ、皆さん知っておられるかもしれませんが、表紙の裏側、議案の目次がありますけども、行の頭に※印が付いている分。あれが、常設委員会にかかる議案です。ということで、その分については議案説明がネットワークの方から行きますので、もう一回チェックがかかるということですけども、後は、即許可となりますので、その辺も踏まえて御検討をいただきたいと思います。

御意見ございませんか。

それでは、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求め

ます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第9号から議案第37号のうち議案第14号、議案第20号、議案第24号、議案第27号、議案第28号、議案第32号、議案第33号、議案第37号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

議案第39号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計91筆、137,772.3㎡でございます。

なお、今月はこのうち2筆、10,836㎡の所有権移転申請がございました。

詳細は議案31ページに記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案32ページをお開きください。

議案第40号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計2筆、1,261㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について、「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、33ページを御覧ください。

議案第41号、農用地区域の変更について説明いたします。

各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が4筆、711㎡、用途区域変更が3筆、366.97㎡、編入が255筆、194,185.9㎡でございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。

特に意見がないようですので、只今審議しました農用地区域の変更について、採決を行います。

異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地区域の変更については、異議はないものとして、山口市に回答します。

続きまして非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案第42号の資料を御覧ください。

このたびは、徳地野谷、筆数は73筆、40,933㎡です。

資料1ページで全体の位置を、2ページから5ページで土地の形状を示しており、6ペー

ジ以降が各対象地の現況写真となっております。

第1号から第4号までは荒廃が進み、周囲との境界が不明確な状態となっております。

第5号は土地に樹木が繁茂しており、耕作が困難な状態です。

第6号及び第7号は荒廃が進み、周囲との境界が不明確な状態です。

第8号は土地及び周辺に樹木が繁茂し、耕作が困難な状態です。

第9号は荒廃が進み、周囲との境界が不明確な状態です。

第10号及び第11号は土地に樹木が繁茂しており、耕作が困難な状態です。

第12号及び第13号は山林化しており、周囲との境界が不明確な状態です。

第14号から第16号までは樹木が繁茂しており、耕作が困難な状態です。

第17号及び第18号は山林化しており、周囲との境界が不明確な状態です。

以上につきまして、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしく申し上げます。

議長

只今非農地通知についての説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いいたします。

E委員

図とか見ると線があるんですけど、赤と黄色があるんですよ。これは何か意図があるんですかね。13号とか、12とか11号とかは、中に黄色い線が入っていますよね。

事務局

御質問いただきました、野谷で言うと11号、12号、13号に、赤い点線の他に黄色い点線がございますけど、赤い点線は土地の端っこ、まさに今回御審議いただくものの境界でございます。黄色につきましては複数「筆」があるうちの境目がございまして、これは手前も奥も含めてということで、調査に行った職員がわかりやすいように、一応黄色い線をつけているというふうに聞いております。

議長

E 委員良いでしょうか。

E委員

もう一つ聞くんですけれども、4ページの13号と12号がありますね。野谷の。その真ん中には、あれは農地なんでしょうか。みたところ、あんまり12号とか13号と差はあんまり極端に無いんですけれども、あそこは農地なんですか、それとも、ここはあえてしなかったんですかね。その辺わかりますかね。

事務局

12号と13号の間の南西から北東に抜けるところは、ここは地目が農地ではない部分なので、非農地通知として出すものではないということです。

議長

他にございませんか。

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案34ページをお開きください。合わせて、参考位置図34ページを御覧ください。

議案第43号から議案第51号について、一括で説明いたします。

川東地区1件、徳地地区3件、阿東地区5件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第43号及び議案44号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第45号から議案第51号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について、一括して採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。

議長

それでは、本日お配りしております追加議案、山口市地区協議会設置要領の一部改正について審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

お手元の今日お配りした議案第52号を御覧ください。

内容につきましては、先般の10月の各地区協議会で御説明したとおり、座長、副座長の仕事の負担軽減を図るための要領の改正となります。

まず、設置要領7の座長の任務の第4号、「総会への出席」を削除し、第5号を第4号へ繰り上げ、第6号を第5号へ繰り上げるように変更し、次に、設置要領8の副座長の任務の後半部分、「また、会長の指示があったときは、総会に出席する」を削除するものです。

以上について、令和2年11月1日付けで一部改正を行おうとするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

一応、各地区協議会で御検討頂いているとは思いますが、御意見等はございませんか。

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について、採決を行います。山口市地区協議会設置要領の一部改正を認める委員の挙手を求めます

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、山口市地区協議会設置要領の一部改正を行うことといたします。

なお、新しい要領は令和2年11月1日付けで施行いたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。9月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり

り全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたら伺います。

特にないようですので、これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

それでは、本日の日程を全て終了します。早朝より御審議いただきありがとうございました。お疲れ様でした。

以上、令和2年度第7回山口市農業委員会総会議事録である。

令和2年10月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 原田 雅恵

署名委員 中川 恵美子

記 録 者 久保 謙一郎